

豊かな自然と 快適な暮らしのために



私たちの快適な暮らしを支えてくれているものの一つに浄化槽があります。浄化槽は、家庭などから排水された水を微生物の力できれいにして自然にかえしてくれる大切な役目を担っています。自宅の浄化槽を確認し、豊かな自然と住みよい環境を守りましょう。

浄化槽を使用するうえでの決まりごと

1▶ 保守点検

県の登録を受けた事業者による
点検を1年に3回以上受けましょう。

2▶ 清掃

市の許可を受けた事業者による
清掃を1年に1回以上行いましょう。

3▶ 法定検査

指定検査機関による検査を
1年に1回受けましょう。



下水道（浄化槽）に絶対に！流してはいけないもの



石油類

ガソリン・灯油
オイル・グリース など



食用油

食器についたものは
できるだけふき取り
ましょう！



水に溶けないもの

ビニール・紙おむつ
布類・衛生用品 など
※「トイレに流せる」と
表記があってもトイ
レットペーパー以外
のものは流さないで
ください。



消毒剤など

防腐剤・殺虫剤
※消毒剤などを流して
しまうと、微生物の
活動を妨げてしまい
ます。

※市内でも下水道への異物混入により管詰まりが発生しています。
復旧作業が必要になるなど、下水道運営の負担となりますのでご注意ください。



◀ たけおポータル

単独浄化槽から合併浄化槽（あるいは下水道）への転換（接続）を検討しましょう

単独浄化槽ではし尿のみを処理するため、台所や洗濯排水等の生活雑排水がそのまま河川等に流れてしまいます。合併浄化槽への転換、または下水道への接続をすることで、し尿と生活雑排水の両方をきれいな水に処理することができます。豊かな自然を守るため、ご協力をお願いします。



9月10日は「下水道の日」、10月1日は「浄化槽の日」です。
この機会に、ご家庭の排水について考えてみませんか？

詳しくは 下水道課 ☎0954-23-9118

有料広告

企業及びシニア求職者説明会



シニア求職者、退職者・企業の人事担当者の皆さん、ご相談に来ませんか

講習会場：ハローワーク武雄

実施時期：令和5年10月13日(金) 13:00~16:00

- ★60歳以上の新たな就業を希望される方
- ★60歳以上の退職を予定されている方
- ★企業を退職する社員のために新たな就業先が必要な担当者の方

お問合せ先

公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会
TEL 0952-20-2011 FAX 0952-20-2015

佐賀県シルバー 検索

令和5年度厚生労働省委託事業
高齢者活躍人材確保育成事業